

山口市タクシー交通系ＩＣカード確保維持事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第１条 この要綱は、市内を運行するタクシーにおいて、非接触決済端末を導入することにより、コロナ禍においても安全・安心な利用環境を整備し、また、利用者の利便性向上、事業者の事業継続を図るため、山口地区タクシー協会に所属する道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第３条第１号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（以下「タクシー事業者」という。）に対して、市内営業所に配置し、かつ市内を走行するタクシー車両において交通系ＩＣカードシステムを確保維持することに対する補助について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象及び交付額)

第２条 この補助金の交付の対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、山口地区タクシー協会に所属するタクシー事業者が、市内の営業所に配置し、かつ市内を走行するタクシー車両に、交通系ＩＣカードの利用を可能とするシステムを確保維持する事業とする。

２ この補助金の交付の対象となる経費及び補助額は別表に掲げるとおりとし、同一事業者の同一機器１台に対して複数回にわたり補助金を交付する場合は、その額の合計が上限に達するまで交付できるものとする。ただし、国・県等から同様の補助金等を受けている場合は、その額を補助額の算定の際に減ずることとする。

３ 前項の補助金は予算の範囲内で交付するものとする。

(補助金の交付の申請)

第３条 この要綱に基づき補助金の交付を受けようとするタクシー事業者（以下「申請者」という。）は、山口市タクシー交通系ＩＣカード確保維持事業費補助金交付申請書（様式第１－１号及び第１－２号）を作成し、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (１) 申請者の営む主な事業の内容を記載した書類
- (２) 山口地区タクシー協会に所属していることが分かる書類
- (３) 補助事業の効果を記載した書類及び機器の配置、運用方法が分かる書類
- (４) 前事業年度の全事業に係る損益計算書及び貸借対照表
- (５) 機器等を導入したことが分かる写真
- (６) 支払った額が分かる領収書

(交付決定)

第４条 市長は、前条の補助金交付申請書を受理した場合は、これを審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を山口市タクシー交通系ＩＣカード確保維持事業費補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

２ 市長は、前項の規定による補助金の交付を決定しようとする場合、必要に応じて、当該補助金の交付について、条件を付することができる。

(補助事業の中止(廃止)に係る届出)

第5条 前条の補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、補助事業を中止又は廃止をしようとするときは、山口市タクシー交通系ICカード確保維持事業費補助金に係る事業の中止(廃止)届出書(様式第3号)により、市長に届け出なければならない。

(補助金の交付)

第6条 市長は、第4条の規定により補助金の額を決定したときは、補助事業者からの山口市タクシー交通系ICカード確保維持事業費補助金請求書(様式第4号)に基づき補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第7条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請、その他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合、交付を停止し、又は既に交付した補助金との全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(財産の処分の制限)

第8条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供してはならない。

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年9月1日から施行し、令和4年4月1日に遡って適用するものとし、令和6年3月31日にその効力を失う。

別表(第3条関係)

補助事業の区分	補助対象経費	補助額
タクシー交通系ICカードシステムの確保維持事業	山口市内の営業所に配置し、かつ市内を走行するタクシー車両における交通系ICカード(全国相互利用可能なものに限る。)の利用を可能とするシステムの確保維持に要した経費(機器購入費、システム開発費、設備整備費、リース料、レンタル料、通信料等)	機器1台につき 上限5万円 (複数回にわたり補助金を交付する場合は、その額の合計が5万円以内とする。)